

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
子ども・子育て部会
令和元年度第3回 秋田県版子ども・子育て会議

日時 令和元年11月11日（月）13:00～15:40

会場 秋田県庁議会棟2階 特別会議室

◆出席者

《部会委員》石坂千雪委員、織田栄子委員、小野寺恵子委員、工藤留美委員、佐川喜一委員、山名裕子委員、小泉ひろみ委員、小玉由紀委員、武田正廣委員、安田敦子委員、山崎純委員 11名

《県》あきた未来創造部 猿橋次長、次世代・女性活躍支援課 水澤課長、地域・家庭福祉課 藤原課長、保健・疾病対策課 三浦課長、教育庁幼保推進課 鈴木課長、教育庁高校教育課 藤澤副主幹（兼）班長

1 開会

2 猿橋あきた未来創造部次長あいさつ

本日はお忙しい中、本年度第3回目となります子ども・子育て部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。これまで2回の部会での御議論を踏まえ、本日は第3期夢っ子プランの素案について御意見をいただきたいと考えております。

このたびのプランの改定作業、第2期プランからの各種法改正、子ども・子育てに関わる大きな時代背景の変化、近年の諸課題などを踏まえ、取り組んできたところでございます。

本日の提出資料では、今後5年間にわたる期間中の数値目標、市町村の取り組みについても記載させていただいております。

今回の素案は、プランの体裁としてほぼ最終形に近いものと考えており、今後は、本日の議論を踏まえ、12月定例県議会に素案を、来年度2月定例県議会には最終案として報告する予定とさせていただきます。

本日は、皆様から十分な御意見、御提言に基づく御議論をいただくようお願いし、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

3 議題

(1) 【資料】「第3期すこやかあきた夢っ子プラン（素案）」について

○次世代・女性活躍支援課

プランの構成としまして、第1部で「総論」、第2部で「施策の内容」、第3部で「計画の達成状況の点検と評価」としております。資料につきましては、「県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」としてあります。資料の量の見込みと確保方策につきましては、各市町村において今年度または昨年度実施したニーズ調査等に基づき、10月4日まで提出された数値となっており、今後市町村における子ども・子育て会議を経て変更される可能性もありますので、現時点での参考値としていただきますようお願いいたします。なお、空欄の市町村もございますが、こちらは、検討中の段階ということで御了承くださるようお願いいたします。

第1部から御説明いたしますが、第2部の施策の内容につきましては、内容によって幼保推

進課、地域・家庭福祉課、保健・疾病対策課より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

1 ページを御覧ください。計画の趣旨、性格、計画の期間を記載しております。計画の性格につきまして、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画であることから、このたびの3期プランにつきましては、子ども・子育て支援法の基本指針改正や次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針の改正案を踏まえた素案としております。

今申し上げました2つの指針の改正では、新・放課後子ども総合プランを踏まえた内容や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う内容をはじめとし、幼児教育・保育の質の向上に資する事項、医療的ケア児の支援のための総合的な支援体制の構築に関する事項、外国人幼児への支援に関する事項が改正点となっており、県として市町村を支援すべき内容等を追加しておりますので、この後の施策の内容において御説明いたします。

資料2 ページを御覧ください。第2期プランの振り返りについて、基本指標としていた子どもを産み育てやすい環境に関する県民の評価につきまして、平成30年度までの評価を見ますと、「整っている、ある程度整っている」の合算値が、目標とした45%に及ばず、また8つの基本施策で取り組んでまいりました各基本施策の主な目標指標につきましても、達成度として評価しますと、御覧のような結果となっており、子ども・子育て支援における総合的な取組の更なる充実強化が必要であると認識しております。

次に第2章子どもをとりまく現状ですが、3ページ・4ページを御覧ください。少子化の動向としまして、人口の推移・将来人口の推計、出生数・合計特殊出生率、婚姻状況、5ページに続きまして、平均初婚年齢、未婚率の上昇について掲載しております。いずれの数値も課題が多い現状となっております。

6 ページを御覧ください。理想の子ども数と予定する子ども数ですが、少子化・子育て施策等に関する調査結果を平成27年度と平成30年度で比較しますと、理想の子ども数はどちらの年度においても3人とした割合が最も高くなっております。これに対し、予定する子ども数はどちらの年度においても2人とする割合が最も多くなっており、理想の子ども数と予定する子ども数に差が生じる理由としては、「子育てや教育にお金がかかる」と回答した割合が最も高く、続いて年齢、仕事への影響、育児の心理的・身体的負担に関する理由の割合が高くなっております。

7 ページを御覧ください。子育ての相談相手や子育てに関する情報入手先ですが、友人・知人、配偶者、自分の親、保育所幼稚園や学校の先生など、子育てしている方の身近な方が相談相手、情報入手先となっております。

続きまして、子育て家庭の経済状況ですが、平成24年と平成29年の年代別世帯の比較では、平成29年において、高所得階層の割合が増加しております。

8 ページを御覧ください。育児と仕事の両立状況ですが、秋田県における20歳から59歳までの女性の有業率は7割を超えており、全国的に見ても比較的高い状況にあります。

子どもが生まれてからの働き方の変化に関しては、これまでと変わらないという回答割合が男女ともに最も高くなっていますが、女性本人からの回答は男性本人からの回答と比較し約半分程度の割合となっています。

9 ページを御覧ください。育児休業取得率は女性が9割前後の取得率となっていますが、男性もわずかながら増えてきている状況です。

また、男性の家事・育児への参加につきましては、全国的には増加傾向にありますが、秋田

県においても依然として妻の負担が大きい現状となっています。

続きまして、9ページから10ページの企業における子育てと仕事の両立支援の状況ですが、平成25年と平成30年を比較しますと、両立支援を行っている企業の割合が増えており、両立支援の内容については、勤務時間の調整に関する制度や措置が高い割合となっております。

次に10ページ後半の子育て支援制度の利用状況につきましては、実際に利用した制度の中では延長保育が最も割合が高くなっており、利用してみたい・したかった制度では、住宅リフォームに続いて、病児・病後児保育の割合が高くなっております。

次に11ページ、12ページでは、就学前の子どもの状況、放課後児童クラブの登録状況を比較しております。いずれも子どもの数は減少しておりますが、施設利用数は上昇しております。

このような子どもを取り巻く状況と第2期プランの振り返りにおける課題を踏まえまして、第3期プランを計画していくこととなりますが、13ページから計画の目標と体系を記載しております。第2回部会の骨子案審議の際に御説明しました内容のとおりですが、計画の目標の考え方として、県民が次世代育成対策の必要性に理解を深めること、すべての子どもの意見や気持ちを尊重することを改めて明記させていただきました。

また、計画の基本指標につきましては「安心して子育てができる社会になっている」と回答した割合を5年後に65%を目指して取り組んでまいります。

計画の施策体系における骨子案からの変更点につきましては、先ほど申し上げました計画の目標の考え方に関連しまして、基本施策7を「子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実」とし、施策7-1として「人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成」を追加しております。

○幼保推進課

基本施策1「就学前の総合的・計画的な提供」についてですが、17ページを御覧ください。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、就学前の教育・保育の「量の拡充」と「質の向上」に務めてきましたが、より多くの保育士を必要とする0～2歳児において、就学前施設への入所希望が増加し、必要な保育士を確保できない一部の地域で待機児童が発生しています。一方、今年の10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、これまで以上に教育・保育の「質」が問われています。小学校就学前は、生涯にわたる人格形成や生活習慣等の基礎を培うじきであり、子どもの居場所がどこにあっても等しく質の高い教育・保育が受けられるよう、それぞれの地位の実情と保護者のニーズを踏まえた教育・保育の総合的・計画的な提供が求められています。施策の方向性としては、県は、市町村が地域のニーズを踏まえて実施する「就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供」を支援します。

18ページを御覧ください。施策1-1は「教育・保育の計画的な提供」についてです。市町村事業計画では、各市町村が全域を教育・保育提供区域とし、市町村内での量の見込みに対して供給を確保する計画となっており、教育・保育の市町村を跨いだ利用については、その市町村間で調整をします。よって、県の教育・保育の需給区域の設定については、各市町村を一単位とする25区域とし、地域子ども・子育て支援事業においても同様とします。また、教育・保育施設及び地域型保育事業における量の見込み及び確保方策の設定に当たっては、各市町村事業計画の数値を基本とし、その集計値と整合性を図るものとします。地域子ども・子育て支援事業における量の見込み等についても同様とします。

施策1-2は「保育士等の確保による待機児童の解消」です。平成27年度以降、1歳児及び2歳児の就学名施設への入所率は年々上昇してきましたが、令和2年度以降も同様の傾向が

続くものと見込まれます。保育需要の増加に見合う保育士等の確保が必要であり、新規学卒者の確保では、県内において保育業務に従事しようとする保育士養成施設の在学学生を対象に、返還免除付き修学資金の貸付を実施します。また、保育士等が働き続けられる環境整備のため、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善を行うほか、みなし保育士となることができる「子育て支援員」の養成研修などにより業務負担の軽減を図ります。

19ページを御覧ください。特別な配慮が必要な子どもへの対応や食育・アレルギー対応など、就学前教育・保育の様々な課題に対する研修ニーズが高まっていることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の垣根を越えた合同研修を開催し、保育士等の専門性向上を図ります。また、処遇改善等加算の要件となる保育士等キャリアアップ研修を実施するほか、認定こども園への移行を目指す幼稚園・保育所等に対し、訪問による重点的な指導・助言や情報提供等の支援を実施します。ほかに就学前施設と小学校との交流・連携を推進するため、就学前・小学校地区別合同研修を実施するほか、就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画作成を促進します。

施策1-3は「教育・保育推進体制の充実・強化」です。高い専門性を持った教育・保育アドバイザーを配置する市町村を拡充し、就学前施設に対する巡回訪問や地域での研修等を実施するほか、園内研修リーダーの養成などにより、地域における教育・保育推進体制の充実を図ります。また、幼保推進課を幼児教育センターとするとともに、北・南教育事務所を幼児教育サテライトセンターと位置づけて、それぞれが県央・県北・県南地区の市町村教育・保育アドバイザーや就学前施設等を指導する体制とします。

次に基本施策2「地域における子ども・子育て支援の充実」についてですが、20ページを御覧ください。核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等による家庭の養育力や地域のサポート力の低下が指摘されているため、県内のどの地域においても等しく子育て支援サービスが受けられるよう支援していく必要があります。

21ページを御覧ください。施策2-1は「地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化」です。市町村による地域子ども・子育て支援事業の実施を支援し、子育て支援の充実を図ります。このうち、幼保推進課所管分について御説明します。(2)延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を行います。

22ページを御覧ください。(9)一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象とした一時預かりと、それ以外の一時預かりがあります。(10)病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行います。

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の支援を行います。(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、健康面や発達面において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。以上、基本施策1及び基本施策2の所管分について御説明いたしました。

○地域・家庭福祉課

初めに本計画と整合・調整を図る他の計画について、関連部分を説明いたしますので、素案の15ページをお開きください。中段の調和を保つ県策定計画のうち、地域・家庭福祉課関連

の計画は、上から5つ目の「秋田県地域福祉計画」から9つ目の「秋田県子どもの貧困対策推進計画」までの5計画となります。ここで、1点修正があります。この計画の内「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期計画」ですが、第5期計画に修正をお願いします。当計画については、第4期計画が今年度までとなっており、現在第5期計画を策定中でありますので、「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」との整合性を図るのは第5期計画となります。大変失礼いたしました。また、6つめの「秋田県社会的養育推進計画」であります。現計画では「秋田県家庭的養護推進計画」となっているものであります。平成28年の児童福祉法改正により、社会的養護を必要とする子どもは「家庭養育優先原則」の理念が原則化され、その後国から「新しい社会的養育ビジョン」や「都道府県社会的養育推進計画策定要領」などが示されたことを踏まえ、現計画を全面的に改訂し、新たに「秋田県社会的養育推進計画」を策定することとしており、こちらの計画に差し替えて、掲載しております。現在こちらの計画も策定中であり、計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間となっております。9つめの「秋田県子どもの貧困対策推進計画」であります。前回参考資料として配布した「次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」の策定指針」の中に、「都道府県子どもの貧困対策計画」と調和が保たれたものとするが必要とされており、今回の計画では、新たに当計画を記載するとともに、この後説明する施策の内容についても盛り込んで行くこととしております。

続きまして基本施策の当課関連部分について御説明いたします。素案の23ページを御覧ください。「基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実」のうち、23ページの中段になりますが「2-3 支援を要する子どもや家庭のサポート」についてであります。児童虐待や配偶者からの暴力の防止対策を推進するとともに、障害のある子どもへの支援、ひとり親の自立支援、子どもの貧困対策を進めるほか、子どもの権利擁護の体制強化を図ることとしております。具体的には、(1)から(5)までの取り組みになりますが、当課の所管は(1)から(4)までとなります。(1)の「家庭的養育優先の原則と子どもの権利擁護」についてであります。先ほども説明した通り、何らかの理由で家庭で養育することができない子どもたちを社会的に養育する場合は「家庭的養育優先が原則」とされたことから、新たに策定する「秋田県社会的養育推進計画」では、より家庭的な環境での養育環境として、里親委託を推進するとともに、施設で養育する場合であっても、より家族的な環境が求められることとなることから、施設の小規模化など、機能強化を図っていくこととしております。主な取り組みとして、里親委託の推進、施設の小規模化、分散化、高機能化、多機能化等を図るほか、市町村の家庭支援体制の構築、具体的には「市町村子ども家庭総合支援拠点」等の設置の促進や子どもの権利擁護の取り組みを引き続き実施してまいります。

24ページを御覧ください。(2)の児童虐待やDVの防止についてであります。こちらは現計画と記述の変更はありませんが、関係機関の連携や研修等、児童虐待やDVの防止や早期発見、早期帰結のための各種取組のほか、市町村広報や街頭キャンペーンを活用した広報啓発活動を引き続き実施してまいります。

なお、今月は児童虐待及びDV防止月間でありまして、11月2日には、秋田駅前において、防止啓発キャンペーンを行いました。新聞やテレビのニュースで見られた方もいらっしゃると思いますが、この開始式の中で、「秋田県児童虐待防止宣言」を発表させていただきました。本日お手もとに、「秋田県児童虐待防止宣言」のチラシを配布しておりますので、後程御覧ください。この「宣言」については、県広報への掲載や市町村広報やウェブサイトへの掲載依頼、その他様々な機会をとらえて周知を図っていく予定ですが、この宣言も活用しながら、児童虐待防止・DV防止の啓発を行っていく予定であります。

次に（３）の「ひとり親家庭の自立支援の充実」についてであります。こちらも現計画との記述と違いはありませんが、安心して子育てと仕事の両立ができるよう子育て・生活支援施策の充実を図るとともに、安定的な収入を得て自立した生活ができるよう就業支援を引き続き行ってまいります。なお、当該施策に関しましても、１５ページにも記載しておりますが、「秋田県ひとり親家庭等自立支援計画」があり、この計画に基づき施策を進めておりますが、この計画も現計画が今年度で終了となり、来年度からの新たな計画を策定中であります。この計画は、国で「都道府県が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項」を定めた「基本方針」を示すこととなっておりますが、この指針についても今年度までで、来年度以降の新たな指針が出されることになっていますが、現時点でまだ国からは示されていない状況です。この基本方針で新たに示される方針、施策等を見据えつつ今後、計画の策定及び必要に応じ新たな事業実施等を検討することとしております。

次に（４）の「子どもの貧困対策の推進」についてであります。こちらは今回新たに計画の中に盛り込んだものであります。先ほど説明したとおり、行動計画は「子どもの貧困対策計画」と調和が図られたものとする必要があり、現在実施している対策を記述いたしました。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向け、地域や民間と協働した子どもの貧困対策に取り組みます。主な取り組みとしては、子ども食堂等の立ち上げやネットワーク化の支援、貧困世帯の子どもを含む子どもたちの高齢者等との交流の場を作るための支援を実施してまいります。子ども食堂に関しては、NPO等が県内で現在１９か所開設しておりますが、地域に偏在があることや、全国と比較しても設置数が少ないことから、こうした場所を増やしていく、あるいは子ども食堂のみならず、フードバンク、制服リユースなどを行っているところもありますので、そうしたところとのネットワーク化なども進めてまいりたいと考えております。（４）については、担当課の記載が抜けておりました。地域・家庭福祉課が所管ですので、追記いたします。失礼いたしました。

続きまして、４０ページを御覧ください。計画の目標指数に関してですが、当課の関連する指標ですが、「基本施策２ 地域における子ども・子育て支援の充実」の７、８、９となります。７の「児童虐待により死亡、または重大な後遺症を残す事例の認知件数」については、現計画度同様０とします。宣言にもありますが「虐待は絶対に許さない」という強い気持ちで臨んでまいりたいと思っております。８の里親委託率については、新たに策定する「秋田県社会的養護推進計画」で、様々な目標指数を設定しており、その中の里親委託率「令和６年は２６％」を本計画でも目標とさせていただきたいと考えております。９の「母子家庭の年収２４０万円以上の世帯数の割合」ですが、第１回の会議において、山崎委員から就業率は高いけれども総所得が低いので、その点を改善していく必要があるとの御意見をいただいております。

現計画では、母子家庭の母の就職率を目標値に挙げており、平成３０年度で８８．８％と目標値の８６％を上回っている状況でありましたが、ひとり親家庭の自立においては、経済的な安定が最大の課題であり、一定程度経済的に安定した生活が営める収入を得ている母子世帯の増加を指標といたしました。２４０万円以上とした根拠ですが、保育料、医療費、就学援助等様々な福祉医療施策において、住民税非課税世帯を負担軽減や援助の対象としていることから、住民税非課税以外の世帯を一定程度経済的に安定している世帯と推定しました。次に母子世帯における住民税最低限は年収２０４万円となっておりますが、毎年度当課で行っている「母子・父子世帯実態調査」の収入区分では、２４０万円以上が最も近い区分であるため、年収２４０万円以上の世帯の割合を指標としました。この指標の平成３０年度の割合は１６．２％とありますが、令和６年度には、２０．０％とすることとしております。これは、平成２４年度から３０年度までにおいて３．９ポイント伸びており、同程度の伸びを目指すものであります。

指標の設定に当たっては、この他、就業形態として「正規雇用」「常用雇用の」割合なども検討しましたが、この指標がしっくりくるのではないかと考えたところです。

以上、地域・家庭福祉課関連の説明であります。

○次世代・女性活躍支援課

基本施策2における次世代・女性活躍支援課担当分と、基本施策3、4、6、7を御説明いたします。

20ページから21ページを御覧ください。改めて基本施策2の方向性としましては、地域の実情や子育て家庭の様々なニーズに対応し、切れ目のない子育て支援体制の構築に向けた支援や地域子ども・子育て支援各事業の広域利用や利用促進に対する取組を支援してまいります。

関連する主な取組としましては、(1)の利用者支援事業を核として子育て世代包括支援センターを全市町村へ設置する取組の推進やコーディネート業務に従事する人材の養成を進めてまいります。次に(3)放課後児童健全育成事業においては、新・放課後子ども総合プランにおいて、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する対策を市町村計画に新たに盛り込むこととなっていることから、放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者の確保と質の向上を図るとともに、関係部局との連携を密にし、市町村の取組を支援してまいります。

なお、放課後児童支援員の確保計画につきましては、1クラブあたり4～5人を目指し、令和6年度までに1,688人としております。(4)から(8)、(11)につきましては記載のとおりでございます。なお、こちらの「施策2-1地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化」におきましては、より幅広い年代による子育て参加を可能とすることも検討中であり、次期あきた未来総合戦略との整合を図りながら盛り込ませていただく予定としておりますので、御了承ください。

23ページ「基本施策2-2児童館を活用した児童の健全育成」につきましては、前回の部会においても話題となりましたが、乳幼児から高校生までを対象とした施設である強みを生かし、機能の充実を図るとともに、秋田県児童会館においては県内の児童館の指導や連絡調整の役割を果たしてまいります。

続きまして「2-3支援を要する子どものサポート」の中の、(5)障害のある子どもへの支援の充実としまして、障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等、地域生活支援体制の強化や特別支援教育に関わる教職員への実践的研修の実施、医療的ケア児が身近な地域において必要な支援が受けられるよう、関連分野の関係者が連携を図る協議の場の設置や医療的ケア児等コーディネーターの養成を行い、支援を行ってまいります。

同じく支援を要する子どものサポートとして、外国につながる子どもいわゆる外国人幼児について補足させていただきます。昨今報道されている外国人労働者の受入につきましては、出入国管理法の改正により、たくさんの外国人が入国しその家族も同時に日本で暮らすイメージを持たれているかと思いますが、今の制度上では、外国人が企業において実務研修生として従事する5年間は家族を帯同できなかったり、日本人と同じように単純労働ができる14業種の外国人労働者についても5年間は家族帯同できないこととなっているため、秋田県において、外国人労働者の子どもが直ちに急増するような状況にはないと予測しております。現状で課題となっているのは、定住資格のある外国人や日本人の配偶者となった外国人の子どもですが、その子どもたちの中には日本語教育の支援等が必要な場合もあり、対応しているのが現状です。秋田県においては、国際交流協会に外国人相談センターを設置してこれまでも教育や生活の面の支援に関する相談対応をしておりますので、動向を見据えながら対応していきたいと考えております。

次に25ページからの基本施策3を御覧ください。総論においても御説明しました県民が次世代育成対策の必要性に理解を深める、そして結婚や子育ての希望をかなえることができるよう、そのサポート体制につきまして、5つの施策を展開し、充実強化を図ってまいります。

主な取組としましては、施策3-1における機運醸成として、中学生を対象を広げ子育てを学習する機会を拡大するほか、引き続き高校の授業におけるライフプランを学ぶ機会を提供してまいります。また、地域の店舗や企業との協働による「あきた子育てふれあいカード」や「あきた結婚応援パスポート」の取組を推進してまいります。また、施策3-2において若者の県内定着化を目指し、中高生から県内企業の魅力に触れる機会を拡大するなど若者への就職支援を行ってまいります。「施策3-3 出会い・結婚支援への更なる強化」においては、出会い・結婚を応援する人や団体、市町村、民間企業等との協働によりオール秋田で取組を推進してまいります。施策3-4においては、男性の家事・育児への参画に向けた普及啓発に取組み、男女ともに仕事と生活が調和した暮らしを実現できるよう取組を進めてまいります。施策3-5につきましては、ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備とし、各分野の支援センターにおける相談体制の整備を行ってまいります。

次に28ページ、29ページを御覧ください。「基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実」につきまして、保育料助成、医療費助成、奨学金の貸与、住宅確保への支援等を引き続き行ってまいります。保育料助成につきましては、このたびの国の幼児教育・保育の無償化に伴い、秋田県においては市町村と共同で、本年10月から副食費の助成を行っております。

次に35ページからの「基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり」についてでございます。現状と課題で掲載しております「秋田県教育委員会 家庭教育に関する調査」につきましては、今年度同様の調査を実施しておりまして、間もなく調査結果が判明する予定ですので、結果が公表となり次第、新しい結果に差し替えをさせていただく予定ですので、御了承ください。基本施策6においては基本施策6-1から6-3まで3つの施策を展開し、取組を推進してまいります。6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援においては、平成30年5月に新潟市で発生した下校途中の小学生殺害事件を踏まえ、国で関係省庁が横断的に取り組む課題であるという認識のもと「登下校防犯プラン」がとりまとめられ、学校、地域、関係機関が連携強化して相談体制の整備や充実を図っていくこととしております。

次に37ページからの「基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実」についてです。教育活動を通じて学校・家庭・地域等が連携・協働しながら、児童生徒一人一人の「未来を切り拓き生きる力」を育む取組を推進してまいります。施策7-1に関しては、秋田県の学校教育の指針において、人権教育や生徒指導に含まれているものであり、指針では全教育活動を通して取り組む課題として明記されております。以降の施策7-2から7-6において共通して取り組んでいくこととなりますが、冒頭で御説明しました一人ひとりの子どもの意見や気持ちを尊重することに関連し、教育活動の場面における取組として本プランに明記しました。施策7-2においては、確かな学力の育成を図るとともに、施策7-3においては、道德教育の推進体制の確立への支援、生徒指導における小学校から高校までの連携による校種間の円滑な接続のための取組をはじめ、宿泊体験活動の実施や学校体育の充実に向けた取組を強化してまいります。なお、少年自然の家による問題解決型プログラム等を導入した宿泊体験活動の実施につきましては、プロジェクトアドベンチャーいわゆる体験活動を実施した後に、道德の授業にその体験活動を生かすことで豊かな心の育成を目指し、実施してまいります。

「施策7-4 子どもの食育の推進」では、学校・家庭・地域が連携した食育を推進し、栄養教諭や学校栄養職員を対象とした研修会等を含め、食育に関する実践的研修を行ってまいりま

す。

施策7-5においては、心の育ちのサポートとともに、ひきこもりや不登校、いじめ問題等防止の取組を通じて青少年の健全育成を図るほか、若者の自立や就労等への支援を行ってまいります。施策7-6につきましては、学校・家庭・地域が連携協働し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整備するため、地域学校協働本部や放課後子供教室等の設置を促進し、運営を支援してまいります。施策の内容につきましては、以上となります。

次に40ページから41ページの計画の目標指標についてです。ただ今御説明申し上げた施策の内容に関連する指標につきましては、目標指標3、4、6、10～15、23～29までの部分となります。主立ったところを御説明させていただきますと、3と4については、新たな目標指標として加えており、3の地域子育て支援拠点年間利用組数につきましては、毎年700組ずつの利用増を目指して設定しております。10の医療的ケア児のコーディネーターの配置人数につきましては、昨年度より医療的ケア児コーディネーター研修が開始されましたので、今後全県にわたり配置できるよう目標を設定しております。14の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数につきましては、これまでの第2期プランにおける目標値は累計企業数となっておりますが、次期プランにおいては各年度末時点における策定企業数として目標値としております。25の「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」につきましては、現状値より低い目標値となっておりますが、今年度（令和元年度）におきまして、小学校6年生で89.2、中学校3年生で82.8となっており、全国的にも高い数値で推移していることから、同じ水準を保ちながら、目標値とするそれぞれ、90、85を目指し実施していくこととしております。説明は以上となります。

○保健・疾病対策課

資料の30ページをお開きください。「基本施策5 母子保健対策の充実」について御説明申し上げます。この部分は、前回の骨子で説明しておりますが、国の母子保健計画策定指針に基づく県の母子保健計画も兼ねております。

初めに、母子保健の現状と課題であります。少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など母子保健を取り巻く環境の大きな変化が、親が子育てする際の育てにくさを感じる要因の一つとなっていると言われております。そのため、母親に限らず、父親を含め身近な養育者が安心して生活できるよう、必要なサービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる子育て世代包括支援センター体制整備などにより、全ての市町村において切れ目のない母子保健サービスを提供し、安心して子どもを生み、育て、健やかに育つ体制整備を強化する必要があります。そのため、計画の方向性としては、市町村において体制整備ができるよう支援するほか、母子保健の中心的な役割を果たす人材の育成や、関係機関のネットワークの構築により、地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進することとしております。

次に、施策毎の取組について御説明申し上げます。資料31ページをお開きください。「施策5-1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援」では、すべての子育て家庭が、その家庭の状況等に応じ適切な支援を受けることができるよう市町村の支援を行うとともに、それらを支える人材の育成を図ることとしております。また、特定不妊治療に係る経済的・精神的な負担の軽減に引き続き取り組みます。具体的な取組は記載のとおりであります。新規・拡充の取組として、子育て世代包括支援センターの設置促進とともに、妊娠・出産包括支援事業の充実に向けた支援や母子保健コーディネーターの育成を挙げております。「施策5-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」では、子どもたちが心身の健康の大切さを理

解し、必要な知識を身につけることで、自ら行動することができるよう、家庭・学校・地域等が連携し取組を推進することとしております。具体的な取組としては、児童生徒が直面する困難やストレス等への対処方法を身につけるためのSOSの出し方に関する教育のほか、思いがけない妊娠や性に関する問題について相談できる女性健康支援センターの取組をあげております。「施策5－3子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」では、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、妊産婦等を孤立させない地域づくりを目指すこととしております。具体的な取組としては、母子保健に携わる専門職のスキルアップ研修や乳幼児の父親やプレパパを対象とした子育て等を学ぶ講座の開催を新たに挙げております。「施策5－4育児に困難を抱える親への支援」では、親の様々な育児不安への支援を、早期からできる体制を整備することとしております。具体的には、乳幼児健診等に関わる保健師等専門職の資質向上や市町村における母子保健コーディネーターの配置に係る支援を挙げております。「施策5－5妊娠期からの児童虐待防止対策」では、母子保健対策の取組により、児童虐待の未然防止を図るとともに、虐待リスクが高い場合は、関係機関との連携により早期発見、早期支援を図ることとしております。具体的な取組としては、全ての市町村で、乳幼児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業を実施するための支援のほか、妊産婦のメンタルヘルスへの対応が重要なことから、精神科医療機関との連携を新たな取組として挙げたほか、乳幼児健診等の未受診者のフォローアップ体制の構築を進めていくこととしております。

続いて、指標について御説明申し上げます。資料の40ページを御覧ください。施策5では16～22の目標指標を掲げています。初めに、目標値の訂正をお願いします。指標20の「妊娠・出産包括支援事業実施市町村の割合」ですが、同じ指標を用いている他の計画との整合性を図るため52.0%（13市）に訂正をお願いします。

次に、目標指標について、前回の会議から変更した点について御説明申し上げます。前回は「周産期死亡率」を指標として挙げておりましたが、妊娠早期からの切れ目ない支援を進めるため、指標16にあるように「妊娠11週以下での妊娠の届出率」としたところです。また、指標17の乳幼児健診については、受診率を未受診率とし、未受診児の把握に努めることとしました。さらに、母親の育児負担の軽減やサポート役として、父親の役割が重要であることから、「積極的に育児をしている父親の割合」を指標としたところです。「基本施策5 母子保健対策の充実」の説明は以上になります。よろしくお願いします。

(2) 意見交換

●小玉委員

計画の目標指標2の「就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画の作成率」について、保育園に通園させる子どもの母親の立場としてですが、保育園の先生方の業務は、日々の保育業務のほかに、子どもたちが帰った後の業務も重くのしかかっていて、保育士自身の子育てもままならず、体力の限界だという話を聞くことがあります。指導計画を作成することはもちろんよいことなのですが、子どもの数も減少して限られた職員数の中でやっていく時に、計画の作成を求めることによって職場の改善や、結果的に子どもたちへどのような影響があるのか、気になりました。

また、目標指標18のSOSの出し方教育とはどのようなものかお伺いします。

●山崎委員

小玉委員からもお話があったような保育士の負担軽減につながると思うのですが、計画全体を見たときに、今後5年間の動きを考えると、AIやIoTの導入や関わり方がいろいろな意

味で増えると思います。保育士が子どもの様子を記録するのにA I の活用が有効だと思いますが、そのあたりを県ではどのようにお考えでしょうか。

また、目標指標18のSOSの出し方教育の目標値について、大幅な増加となっているため、間違いがないのかお尋ねします。

●織田委員

施策5-2に関連することですが、例えば、青年期である子どもでも、高校に入らずに就職した子どもや高校を退学した子どもいると思いますが、そういった子どもに対してはどのような対応をするのか、どのような案があるのでしょうか。というのは、そういう子どもが思いがけず妊娠したり、SOSを出せずに、薬に手を出してしまったりと問題行動に走る可能性も高いと思いますし、また、学校に通っていない子どもの対応についても教えていただきたいです。

○幼保推進課長

小玉委員からの目標指標2の「就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画の作成率」について、前回部会の際にわかりづらいという御意見もありましたので、骨子案から記載の表現をやわらかく、わかりやすく変更しております。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領がそれぞれの関係省庁から出されておまして、小学校教育への接続をきっちりやりましょう、ということが3つのそれぞれの指針・要領に示されて、昨年度から始まっております。この後の小学校にどういふことをつなげていくかというお話が前回の部会でも話題となりましたが、例えば子どものコミュニケーション能力などのような非認知能力を伸ばして小学校につなげていきたいと思いますというものになります。指導計画の作成により、保育士の負担が増えるのではないかと御指摘ですが、19ページにありますように、教育・保育アドバイザーを配置し、園内での研修、あるいは巡回訪問を実施することを始めておまして、昨年度までも3年間男鹿市では実施しておりました。中堅・若手保育士からは外部アドバイザーが必要という結果が100%となっております。園長や主任保育士の意見とは若干違う評価かもしれませんが、園内でなかなか相談できないことをアドバイザーに身の上相談的に相談できるということが、若年退職する人が少なくなっていることにつながっている、と話す園長もおりました。その際に、文部科学省の担当者も同席していましたが、上から目線で相談を聞くのではなく、相談する保育士に寄り添って聞いて欲しいというお話がありました。問題なのがオン・ザ・ジョブ・トレーニングで、日々の業務の中で研修ができるかといえ、それが忙しくてできていない状態で、幼保推進課の研修にも受講者を派遣できないのであれば、園内での研修を充実させていこうという取組に移行しています。その他にも保育士資格がない人向けに子育て支援員研修を実施してみなし保育士養成をこれまで3年間実施してきました。2月現在で270名のみなし保育士がおりますが、正式な保育士を確保できなくても、みなし保育士となることができる研修を受けていただくことによって、早朝や夜の時間帯に必要な配置人員として活用し、保育士の負担軽減を図っていく取組も行っております。

またA I の活用に関連しますが、やはり業務の中で書き物が多いということが保育士の共通の悩みであり、国の補助でも幼稚園・保育所・認定こども園向けにICT活用支援事業がありまして、システム導入等に対する支援は行っております。なかなかA I 導入までは行っていないのが実情ですが、県全体としては企画振興部で様々な分野でA I 活用を普及させていこうという協議会が立ち上がっておりますので、今後進んでいくのではないかと考えております。

●小玉委員

ありがとうございます。みなし保育士の存在も承知していますが、いろいろと考えて書類を作成するなどの業務はなかなか依頼しづらいという意見がまわりから聞こえてくるので、発言させていただきました。

○保健・疾病対策課長

SOSの出し方に関する教育については、平成30年度からの事業で、毎年度3校ずつ新たに対象校を増やしながらか実施することとし進めております。内容としては、生徒の皆さんに命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めたらいいのかや、つらいときや苦しいときに助けを求めてもいいことを学んでもらう内容となっています。講師は、保健所の保健師や学級担任が担当し、授業の中で進めているところです。併せて、子どもが発信したSOSをまわりにいる大人がキャッチできるよう、職員向けの講座を委託事業として行っており、どのようにしてSOSを受け止めるかという内容をグループワーク形式により学んでいただいております。

また、目標指標については平成30年3月に策定した秋田県自殺対策計画の指標をもとに算定しております。

(織田委員のからのご質問に対して) SOS出し方に関する教育については、学校に通っている子どもが対象となっております。このほか、ネット検索する子ども向けに、検索連動型広告を活用した相談支援として、例えばあるキーワードを検索すると相談機関窓口等の情報が表示される事業をこの8月に実施したところです。対象は子どもたちですが、他県と比較して、表示された広告のクリック率が高いという結果になっています。このような取組についても、学校に通っていない子どもたちへの支援のひとつなるのではないかと考えております。

●武田委員

保育士不足に関連してですが、保育所における子どもの年齢の数え方が、数年前に満年齢から学齢に変更となりましたが、育児休業については1歳までであり、年度途中で復帰となるため、0歳児の子どもを3人に保育士1人という現状をみると、そのギャップを埋めることによって、職場環境が改善されると感じます。育児休業が1歳までというのは、育児休業手当が1歳までということがあり、子どもが0歳児クラスのうちに預けなければいけないことになってしまうのではないかと思いますのですが、以前の数え方であれば、1歳の扱いで、子ども6人に保育士1人で良かったのでしょうか、今はそれが変わって調整が取れていない現状もありますので、育児休業手当が学齢に達するまで支給できる仕組みにするなど、他の関係機関とも調整を図ってそういう仕組みづくりができればよいのではないかと思いますところでは。

○幼保推進課長

いつの時点で保育士の必要人数を判定するかということになるかと思いますが、例えば今の時点で5月1日生まれの2歳になる子どもが入所したいとなった場合、4月1日時点での1歳児の扱いになります。1、2歳児は6人に保育士1人なので、変わりませんが、4月1日時点で0歳児の子どもが5月1日に1歳となった場合、4月1日時点で0歳児の子どもは3人に保育士が1人必要となるため、より条件が厳しくなると認識しています。

●武田委員

そのような現状だからこそ、育児休業手当を学齢に達するまで支給するという仕組みにしてはどうかと思うのですが。

○幼保推進課長

国の制度では、1年の育児休業後に預けることができなかった場合は、半年間ずつ休業を延長することも可能です。

これまでの5年間の入所児童の推移を見てみましたが、平成27年度から平成31年度の4月1日まで、0歳児の入所割合は約28%で推移しており、ほとんど変わっておりません。それに対して1歳児は62%から75%と年々上昇しています。この4月では4人に3人の1歳児がいずれかの施設に入所していることになります。2歳児については、68%から80%となっており、5人に4人は入所している状況です。現行制度ではそのような保育ニーズがあり、それに応えるよう保育士を確保していくことが責務であると考えております。現行制度の中で1歳児・2歳児の入所率が今後どのようになっていくかを予測したときに、これからも増加するのではないかと見込んでおり、18ページにも記載しておりますとおり、保育士の数を増やしていかなければいけないと考えております。ちなみに、保育士の数は、平成27年の5,154人から現在は5,726人に増えており、県内においても従事者が増加している状況です。

●小泉委員

施策7-2に関連して、織田委員からもお話があったように、学校に通っていない子どもたちが気になるのですが、入院している子どもや不登校の子どもへの教育が乏しくなっているのも、病弱児、不登校児への教育の対策もここにぜひ入れていただきたいです。

施策5-1については、若年妊婦さんや学校に通っている妊婦さんへの支援が諸外国に比べて遅れていますので、虐待防止のためにはそういった妊婦さんへの支援ももう少し追加していただきたいです。

障害のある子どもについては、秋田県でも最近放課後デイサービスが開始されましたが、大阪あたりだと、人工呼吸器をつけているような障害のある子どものお母さんも子どもをデイサービスに預けて働くことができています。秋田県はそういう部分ではゼロですので、放課後デイサービスでも保育でも、もう少しそういった取組みについてももっと記載していただければと思います。

目標指標についてですが、ひとり親家庭の年収240万円以上というところは、何か具体的なことがあっての目標でしょうか。ぜひとも年収の上昇に取り組んでいただきたいところですが、母子寮で暮らしている親子でもアパート代がなくて、母子寮で暮らし、子どもも引きこもっている事例があり、それを母子寮で対応してくれるかといえば、不登校の子どもは館内で遊んではいけませんとして、子どもが不活発になり寝てばかりいるという子もいたりするので、どうやって240万円以上を実現していくのか、気になります。

子どもの権利については、前回の部会で触れましたが、今回の案では追加されておりよかったと思っております。また外国人の子どもについても記載があって包括的によい計画であると感じました。

○地域・家庭福祉課長

収入240万円以上をどうやって実現するかはとても難しい話だと思っておりますが、母子だけではなく父子も含んでの集計としておりまして、就業支援や児童手当をはじめとした手当の支給を行っておりますが、当課としましてはより条件のよい就業ができるよう粘り強く支援

をしていきたいと考えております。また、本計画の中にも含まれていることですが、親が安心して働けるような環境整備も大事であると考えております。次期ひとり親計画の中にも国の動向を踏まえ養育費に関する取組を検討していきたいと考えております。

○保健・疾病対策課長

若年妊婦への支援について、施策5-1の中で子育て世代包括支援センターの設置促進にあわせて事業を実施する旨説明しましたが、支援にあたってはまずは情報収集が大事だと思っております。情報のひとつとして母子手帳交付時に必要なアセスメントを行うほか、県医師会において支援が必要な妊婦がいた場合に市町村と連携し、必要に応じて市町村の保健師が支援を行う取組も実施されております。中には若年妊婦への対応もその中で実施していると思いますので、そういったことも支援のひとつではないかと考えております。また、県では、秋田大学医学部附属病院産婦人科へ委託して「こころと体の相談室」を設けており、面接や電話による相談対応をしておりますが、今年度からはメールによる相談対応も開始しました。この相談についても、検索連動型広告を活用し周知を行っております。このような事業を積み重ね若年妊婦に対しても支援を行っていききたいと考えております。

○あきた未来創造部次長

病弱児、不登校児については、委員からあった御意見については、事務局から各担当課へお伝えさせていただきます。

●山崎委員

目標指標について2つ質問させていただきます。2の「地域子育て支援拠点年間利用組数」について、700組利用増という説明があり、拠点に対する期待を感じ、大変うれしく思います。56ページの量の見込みでは単位が「人」で、指標は「組」としているので一概には比較できないのですが、ざっくりと2で割っている感じがします。量の見込みが年々減少を予測しているにもかかわらず、年間700組増を増やしていくというのは、先ほど市町村を重層的に支援していく説明もありましたが、拠点に対する市町村の予算を増やす予定があるのか、また、それ以外の施策があるのでしょうか。

21の「積極的に育児をしている父親の割合」について、育児不安の解消には、父親の役割や夫婦の関係性が非常に重要であると日頃から思っているのですが、父親にはより積極的な育児をしてもらいたいという気持ちはありますが、「積極的に」という言葉が引っかかります。両親ともに育児をするのは当然のことであり、現状をみると母親の負担が大きい、父親が積極的ではないということかもしれないのですが、積極的という言葉でいいのかどうか、またその割合はどうやって計っていくのか、父親本人に対して積極的に育児をしているのか聞くのもおかしい話で客観性に欠ける割合になりますし、どのように集計するのかお尋ねします。

●石坂委員

山崎委員からお話のあった地域子育て拠点について、今、私たちが運営している拠点の平日利用は、働いているお母さんが多く、利用するお母さんは、育児休業中の1年くらいの期間で、以前のように仕事を辞めて子どもをみている方が少なく、利用の仕方が変化してきています。

平日の午前中は利用者が少なく、保育所や幼稚園が休みの土日に利用者が増えている状況なので、支援の仕方も変えていかなければいけないのではないかと感じている中で、そのような利用者数を増やすことができるのかと感じました。

○次世代・女性活躍支援課長

量の見込みと確保方策については、市町村が昨年度ニーズ調査を行った結果をもとに、各市町村において10月4日まで提出していただいた数値となっており、見直しもしているところでもあります。

実績を御紹介しますと、国への秋田県全体の実績報告における地域子育て支援拠点年間利用組数は、平成29年度は173, 208組、平成30年度は169, 327組と、市町村からの量の見込みとは若干の乖離があります。年間700組ずつの増を目指すにあたっては、拠点施設が大幅に増える見込みはないと想定していますが、1日2組ずつでも利用していただけるよう、さらに周知等を図って利用推進を図りたいという希望的な気持ちを込めまして、年間200組ずつを増加させるということで目標を掲げさせていただきました。

●山崎委員

700組以上の利用増を少ないながらも見込んでというのを現場の人間としても承知しております。しかし、目標の達成を現場の努力だけにゆだねてしまうのは、計画としてはどうなのかと思います。達成するために、こういうことを準備するとか、こういう応援をするといった具体策を示していただけると、市町村の職員も現場の私たちもよりよい支援をしていけると思いますので、よろしくお願いいたします。

○次世代・女性活躍支援課長

利用者が低下していることについては、広報を活用しながら周知に努めてまいりたいとおもっています。また、現在検討している取組としまして、シニアボランティア等に子育てイベント等へ積極的に参加いただくようなことを検討しており、気軽に地域の方々に御協力いただけるような形になるよう努めてまいりたいとおもっています。

●山崎委員

利用者支援事業に関連することなのですが、拠点の利用者数を増やしていくポイントとして、社会資源の開発がすごくだという事は当初から言われていることです。シニアボランティアは、人としての社会資源として大切であり、つながりを作っていくことを意識して取り組むことが重要なので、社会資源の開発につながるきっかけづくりに、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○次世代・女性活躍支援課長

貴重な御意見ありがとうございます。前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○保健・疾病対策課長

「積極的に育児をしている父親の割合」については、国の「第二次健やか親子21」の中でも指標にしているもので、こちらは全国的な調査として行われます。健診の際にアンケート調査を母親から提出してもらうもので、全国との比較も考え同じ指標を用いたところです。

アンケート項目はいくつかあり、母親が自分で考えて記載したり、父親と話し合いながら記載するなど様々なパターンがあるかと思います。また、指標については、秋田県の状態を30ページにグラフとして載せておりますが、全国比較と併せ年次比較が可能となっております。

●山名部会長

もちろん比較することは大事ですが、何か補足説明するなどの工夫をしてはどうでしょうか。

○保健・疾病対策課長

補足説明については、持ち帰って検討したいと思います。

●佐川委員

基本施策7については、「学校教育の指針」（秋田県教育委員会毎年発行）と整合性を取っていただき、ありがとうございます。年度ごとに小・中学校は「学校教育の指針」に基づき、教育活動の一層の充実に努めていきます。新学習指導要領の完全実施が小学校は来年度から、中学校は再来年度からとなりますので、この趣旨を生かしながら実践していきたいと思っております。

先日、本校で学校保健委員会を開催しまして、將軍野中学校のスクールカウンセラーの先生から、学校保健委員のPTAや教職員のみならず、後半は小学校4年生から6年生の児童も参加して、「折れない心を育てるために」というテーマで、子どもたちにもわかるような講話をしていただきました。事前に講師となるスクールカウンセラーの先生とお話をした際に、このような機会は先生自身が初めてということでした。こうした講話が、夢っ子プランにおけるSOSの出し方や、豊かな心や健やかな体の育成、ひきこもりや心が折れないような施策7-5に関連する実践の一つとしてあり得るのではないかと思います。

目標指標2の「就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画の作成率」では、計画の作成が大変ではないかというお話もありますが、小学校としては、作成された計画の要素の中で、子どもたちがどのような体験をしてきたか、その体験の中で配慮を要する子どもや保護者にどのように支援してきたのか、ということを経験としていただきたいので、入学する小学校へ提供していただければありがたいと思いました。

目標指標27の不登校児童生徒については、今年度も厳しい状況でして、秋田市の不登校児童生徒は増加しています。国で求めている数値では、原則30日以上欠席した場合に不登校児童生徒としての数値に含めることとなっていますが、文部科学省では、今後、学校以外の施設利用をしている場合、面会ができれば在宅でのインターネット等を利用した学習をしている場合も登校とみなす、と条件が変わってきている現状がありますので、5年間の指標としては、不登校児童生徒の定義を統一したほうがいいのではないかと思います。

最近の秋田県内の地方紙で里親委託について全国最下位であることが報道されましたが、この5年間で12.2%から26.6%に上げるための施策について具体的に教えてください。

●山名部会長

まずは、不登校の定義について教えていただけますでしょうか。

○高校教育課

不登校の定義についてお話しさせていただきますが、文部科学省では、平成9年度の問題行動等調査から、それまでは欠席が30日以上49日以下と50日以上と2項目としていたものを、30日以上欠席の子どもを不登校としてカウントするということで一本化し、小・中・高等学校とも同じ項目で調査しております。

●佐川委員

文部科学省の情報でいつ時点のものか定かではないのですが、不登校の直接原因として、本人の問題に起因する場合は35.0%、学校生活に起因するものが36.2%、家庭生活に起因するものが19.1%と、それぞれの割合を全国的にみたものがあって、学校では、学校生活や家庭生活に起因することに対しては、かなり改善を働きかけています。本人の問題に起因する場合については、発達障害やADHD、LDなど特性に応じた対応があるので、今後とも数値が増えていくものと思われ、目標の1.30は非常に厳しいと感じます。

○高校教育課

佐川委員御指摘のとおり視点もあるかと思いますが、本人に起因する35%程度いらっしゃるという不登校の発達障害等の子どもたちに対しては、高校に限定してお話しさせていただきますが、これまで以上に増えているというよりは、発達障害等の疑いがあるという認識で、どういう支援をしていくべきか教員が考え、学校や家庭、地域、関係機関が協力連携して、登校できる支援が大事かと思います。確かに増えていくかもしれませんが、登校できるようにしていくためには、不登校児童生徒の出現率を減らしていくことが大切だと考えております。

○あきた未来創造部次長

佐川委員からのご意見に関しましては、義務教育課のほうへ私どもからお伝えしたいと思います。

○地域・家庭福祉課長

里親の委託率についてですが、社会的養護を必要とする子どもたちの数については、子どもの数が減っている中でも200人前後で横ばいで推移しております。里親とファミリーホームを併せて平成30年度は25人、その倍を目指すとなると50人ほどとなります。まずは里親数を増やしていくことになり、平成30年度では84組ありますが、様々な条件がある中で、その選択肢として里親を増やすため、里親セミナーなど普及啓発を行い、里親に対する県民の理解を深めることを行っております。また、社会的養護を必要とする子どもたちは、乳児院をはじめとする養護施設で生活していますが、そういった子どもたちを里親へ委託する取組を進めております。

●山名部会長

私から1点お尋ねします。施策7-1において「人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成」で自己有用感とは学校現場で普通に使われるものなのでしょうか。自己肯定感や自己有能感をよく使いますが、いかがでしょうか。

○高校教育課

自己有用感も自己肯定感もどちらも使用します。高校に限定してお話しさせていただきますが、自己有用感とは、学校において授業が中心になるかと思いますが、授業や部活動を通して様々なことを経験しながら、自分が必要とされている、自分を否定するのではなく、いろいろなことに少しずつ自信を持っていき、集団の一員である自覚を持たせていくという教育をしております。そういった意味で自己有用感を用いております。

●安田委員

本学では、できることがたくさんあるのに自己肯定感が低い学生が多い印象があり、これは県民性もあるのかと思ってネットで調べたところ、秋田県の小・中学生の自己肯定感は全国1位という結果が出ておりまして、疑問に感じました。高校・大学の調査結果はないので、学年が上がるにつれて下がってくるのかと感じたところです。

目標指標25では、現状値に対して目標値が下がっておりますが、これは下がってもいいものでしょうか。目標をもっと上げていいのではないかと思いますのですが、このような目標値とした意味は何かあるのでしょうか。

○次世代・女性活躍支援課長

平成30年度の現状値は目標値より高くなっておりますが、令和元年度においては小学校6年生で89.2、中学校3年生で82.1となっております。安田委員からお話があったように秋田県の場合は、全国的に高い数値となっておりますので、目標値とした数値を保っていきたいと義務教育課からはお話をいただいております。

●工藤委員

施策6「安全・安心に子どもを育む環境づくり」において、子どもの安全に配慮した整備ということで道路や公園があがっており、子育て家庭が生活しやすい環境の整備に対し、現状では子どもの安全が脅かされているような心配が多いと感じているところです。近年感じることは、例えば公園でボール遊びをしてはいけない、とか、自転車の練習をしてはいけないなど注意事項が多くて、子どもの安全に配慮するには、みんなで協力して使用しなければいけないと思うのですが、禁止事項が増えてきている中で子育てをし、子どもには自立できるようにとか主体的な活動を育むことを求めながらも、高齢者が使用するスポーツ施設はきっちりと整備され、子どものための、子どもが安全に遊ぶための工夫までに手が回っていないように思います。年々、子どもが賑やかに公園で遊ぶ声が減っているように感じます。子どもが健康的に育つという面から子どもが安全に遊ぶための整備をアプローチしていくという方法はないのでしょうか。

○あきた未来創造部次長

子どもの遊び場を子どもを規制せずに、行政として投資してはどうかという御意見かと思いますが、関係各課に御意見を伝えてまいります。

●小玉委員

計画の対象が18歳までの子どもということですが、高校生にこそいろいろな体験をしてもらうことが大事かと思いますが、指標では高校生を対象とした指標は設けないのでしょうか。

○高校教育課

例えば、不登校生徒については、高校生を対象とした調査結果がありますが、小・中学校で行っている調査でも高校では行っていない調査もいくつかありますので、小・中・高校と同じように比較しにくいのですが、少し内容を検討させていただきたいと思います。

●山名部会長

では、素案に関しては、病弱児や不登校児童生徒の教育の対策について関係課へ確認していただくことと、「積極的に育児をしている父親」の説明を検討していただくほか修正はありますか。

●山崎委員

2ページの秋田県県民意識調査のグラフについて、何年に実施したものか記載してはいかがでしょうか。

○次世代・女性活躍支援課長

本文中の説明は、平成30年度に実施した結果の数値となりますので、そのように追記します。

●山名部会長

では、次に平成30年度の進捗状況の確認について御意見がありましたら、お願いします。

○次世代・女性活躍支援課

事務局からすでにお配りしている資料に、追加で説明させていただきます。

様式2「不登校児童生徒の出現率」について、10月末公表予定で配付しておりましたが、平成30年度実績が1.41となり、平成29年度と比較して増加している状況です。

比較した傾向としては、小学校低学年から中学年、小学校6年生から中学校1年生への進学に伴って増加傾向であるとうかがっております。一度不登校になると、復帰するまで時間を要するため、今後、不登校児童生徒への個別の対応を進めることと併せて、新たな不登校児童生徒を生じさせない未然防止の取組が不可欠であると考えております。そのため、各学校が、「魅力ある学校づくり」に一層取り組んでいく必要があり、具体的には学校生活の大半を占める授業を充実させる工夫や自尊感情・自己有用感を醸成することができる体験活動等の充実が挙げられております。また、不登校児童生徒とその保護者には、適応指導教室や外部関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら支援する必要があると考えていることを義務教育課へ確認しておりますので、報告させていただきます。

●小野寺委員

私どもの施設でも、実は不登校の子どもがたくさんいるのですが、勉強よりも人とのコミュニケーションが取れない、集団の中で自己有用感以前の問題があります。最近の中・高生になってから入所してくる子どもも増えてきています。幼少期に虐待を発見して入所してくる子どもは時間がありますが、高校生から入所してくると、社会に出るまでの時間が非常に短く、私たちはどのような支援ができるか悩んでいるところですので、こういった施策により、早い段階で支援を要する子どもを発見し、親だけの子育てでは脆弱になっている時代ですので、様々な面から子どもたちをよく見て、早期にサポートできればよいと感じております。

●山名部会長

今回は最終案の審議となります。本日の素案により、パブリックコメントを実施し、市町村の需給状況等を踏まえたうえでの最終案となります。開催は2月を予定しておりますので、具体的な日程につきましては、後日事務局で調整をお願いします。